

令和3年 3月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和3年3月22日 午後2時00分 日光市役所東庁舎 第3・4会議室

出席農業委員 11名
1番 福田 絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子
5番 高橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 哲 8番 柴田美代子
9番 吉原廣康 10番 星 一徳 11番 増 渕 勝

欠席農業委員 なし

出席推進委員 18名
12番 川村 耕一 13番 渡邊清美 15番 福田隆徳 16番 加藤英利
17番 早川文子 18番 小池 毅 19番 柏木 武 20番 神山順治
21番 福田重勝 22番 岡部正一郎 23番 八木澤 清 24番 福田正文
25番 高村 充 27番 谷野三枝 28番 福田登美子 30番 神山隆治
31番 福田吉男 32番 阿久津正信

欠席推進委員 14番 齋藤 薫

傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第 7号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第 8号 農地法第18条（通知）について
- 第5 推薦第 1号 日光市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
- 第6 議案第13号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 第7 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第8 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第16号 非農地証明願について
- 第10 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第11 議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

また、推進委員の齋藤薫委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては、19名中18名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長

ただ今から、令和3年3月 日光市農業委員会総会を開会いたします。

ここで事務局より、2月19日に開催しました2月総会における議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農地利用計画の公告）に基づく決定について」の報告がありますので、事務局に説明を求めます。

（大島尚美副主幹挙手）

大 島 尚 美 副 主 幹

はい、大島副主幹。

お手元にありますA4横1枚の資料をご覧ください。議案第12号ですが、先月ご審議いただきまして農地利用集積計画を決定いただいたものになります。その中で、申請番号3番についてですが、貸付人である方が公告日である令和3年2月26日より前の2月17日にお亡くなりになられておりました。利用集積計画につきましては公告日をもって効力が発生するため、今回の契約は無効となりましたのでご報告いたします。なお、今回の案件につきましては、すでに相続が済んでいることから、今後再度申請がありますので、あわせてご報告させていただきます。以上です。

星 一 徳 議 長

ただいま報告がありました。これに関して何かご質問等ございましたらお受けいたします。

（「なし。」との声あり）

星 一 徳 議 長

それでは、次に移ります。

本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼 尾 洋 克 事 務 局 長

（議事日程を朗読）

星 一 徳 議 長

日程第1、「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名いたしたいと思っております。8番柴田美代子委員、9番吉原廣康委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の赤松主幹を指名いたします。

星 一 徳 議 長

日程第2、「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」との声あり）

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

日程第3、報告第7号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（川村光代主任挙手）

はい、川村主任お願いします。

川 村 光 代 主 任

総会資料は1ページから2ページとなります。報告第7号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は6件ございました。許可書につきましても6件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年2月19日。許

可日および指令番号につきましては、令和3年2月19日、日農委指令第5-47号から52号までで許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。報告ではございますが、この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

日程第4、報告第8号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、川村主任お願いします。

大 島 尚 美 副 主 幹

報告第8号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。総会資料は3ページから4ページまでとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所、氏名、土地の表示及び解約理由等は通知のとおりです。1番が農地法第3条関係の解約、2番から4番までが日光市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

日程第5、推薦第1号「日光市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(赤松規子主幹挙手)

はい、赤松主幹。

赤 松 規 子 主 幹

推薦第1号「日光市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料5ページをお開きください。日光市農業振興地域整備促進協議会は、本市における農業振興地域整備計画に関し、『策定及び変更』『事業の実施』『その他整備計画の目的達成に必要な事項』などを調査審議するために設置されたもので、今回、日光市農業振興地域整備促進協議会委員として日光市農業委員会の委員から5名を推薦し、市長が委嘱するものです。任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となります。以上です。

星 一 徳 議 長

事務局の説明が終わりました。この委員の推薦については、どのような方法で選任すればよろしいかお諮りいたします。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木委員。

青 木 渡 農 業 委 員

推薦委員の案はあるのですか。

星 一 徳 議 長

ありません。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木委員。

青 木 渡 農 業 委 員

それでは、現委員を推薦することで良いと思います。

星 一 徳 議 長

ただいま、現委員を推薦するとの発言がありましたが、如何ですか。よろしいですか。

(「異議なし。」の声あり)

(赤松規子主幹挙手)

- 赤松規子主幹 はい、赤松主幹。
ただいま青木委員の発言により、現委員を推薦するという事で審議いただいておりますので、現委員の報告をさせていただきます。現在は、星会長及び青木委員、江連委員、吉原委員、増淵委員の4部会長合わせて5名の委員にお願いしております。
- 星一徳議長 ただいま事務局より現委員の説明がありました。現委員の推薦という意見がありました。ご異議ございませんか。
(「異議なし。」との声あり)
よろしいですか。
(「はい。」との声あり)
それでは、日光市農業振興地域整備促進協議会委員には、青木渡委員、江連一彦委員、吉原廣康委員、増淵勝委員及び私星の5名を推薦することに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。よりまして、推薦第1号「日光市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」は、青木渡委員、江連一彦委員、吉原廣康委員、増淵勝委員及び私星の5名を推薦することに決しました。これは農業委員の任期内で良いのですね。
(赤松規子主幹挙手)
- 星一徳議長 はい、赤松主幹。
赤松規子主幹 推薦した委員の中で農業委員の任期が切れた方については、新しい委員を推薦することになり、任期は残任期間となります。
- 星一徳議長 日程第6、議案第13号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(川村光代主任挙手)
- 川村光代主任 はい、川村主任。
議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」ご説明申し上げます。この案件は、日光市明神地内において、農地改良を目的として平成29年10月31日に一時転用許可を受けた案件です。その後、令和2年8月に一度事業計画変更をしております。今回2度目の変更申請となっております。一度目の申請理由ですが、「盛り土工事を委託していた建設会社で、予定していた建設工事の延期により建設残土が発生しなくなり計画期間内では当初予定していた高さに出来ないため」という理由でございました。今回の申請理由ですが、法面工事・排水工事等が当初の予定より時間を要し、さらに人手不足により工事が進まないため期間を6か月間延長するものです。こちらの写真は3月15日に事務局が撮影したものです。盛土は約90パーセント終わっておりまして、周りの法面等の工事が済めば完了するという事でした。実はこの件で環境課と相談をいたしました。環境課の一時転用は4年間だそうです。今回の変更は2度目という事で、環境課でもまた変更、また変更という事はやめて欲しいので、これが最後の変更という事で、8月31日付けという余裕のある変更期間を設定しております。農業委員会として、農地法の一時転用は3年間なので3年を過ぎておりますが、環境課の許可は4年間という事のため、農業委員会で駄目という結果になるとその工事が中断してしまうという事です。盛土も約90パーセント終わっているという事から、今回事務局として申請を受け付ける事といたしました。以上の経過からご審議の程宜しくお願いたします。
- 星一徳議長 ただいま事務局の説明が終わりました。ここで皆様の方からご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。それでは考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲 農業委員
星一徳 議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。変更の番号1番については、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、変更の番号1番はこの原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星一徳 議長

日程第7、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は遊休農地対策部会が担当しております。増淵部会長から全体説明をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長お願いします。

増淵勝 農業委員

今月は遊休農地対策部会が現地調査を担当し、3月18日に実施いたしました。第1班は渡邊清美委員、福田登美子委員、高橋久美子副部会長、星会長が午前中欠席のため、福田絹江会長職務代理者が出席いたしました。事務局から沼尾事務局長、川村主任になります。第2班は早川文子委員、福田重勝委員、私増淵、事務局から赤松係長、鯉沼慶主査です。なお報告は、議案第14号農地法第3条の案件が1件、議案第15号農地法第5条の案件が7件、議案第16号非農地証明願が3件、続いて現地調査を実施した内容について説明する委員を報告いたします。議案第14号農地法第3条の1番は私増淵、議案第15号農地法第5条の1番を高橋久美子副部会長、2番を福田重勝委員、3番は事務局になります。4番及び5番が渡邊清美委員、6番及び7番が福田登美子委員、議案第16号非農地証明の1番が早川文子委員、2番が高橋久美子副部会長、3番が早川文子委員以上になります。それぞれ担当された委員が報告いたしますので、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

星一徳 議長

ありがとうございます。それでは3条の番号1番について審議を進めてまいります。担当委員の報告を求めます。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長お願いします。

増淵勝 農業委員

私は議案第14号の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は日光市森友地内の七本桜交差点から東へ約600メートルに位置した場所です。市役所はこちらで申請地がこちらです。七本桜交差点から国道119号線を東に500メートルほど進み、左折して旧道を超え、右手に入ったところに申請地があります。登記簿地目及び現況ともに田です。写真ですが、田が4枚になっていますが1筆です。契約内容は売買であります。譲受人は所有農地を適切に管理し、家族3人で水稻を作付けしております。今回の申請地は、譲受人が耕作地の近くであり、購入後は水稻を作付けする予定です。利用権はありません。なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星一徳 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について高橋副部会長から報告願います。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋久美子委員。

高橋久美子 農業委員
星一徳 議長

部会の方でも問題無いとの事でした。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。遊休農地対策部会以外の

委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲 農業委員
星一徳 議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳 議長

日程第8、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋久美子委員。

高橋久美子農業委員

私は議案第15号の1番を担当いたしました。本申請は日光市和泉地内において、駐車場を目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。位置図による説明ですが、今市文化会館から西へ約450メートルに位置します。平ヶ崎交差点を日光方面に向かい290メートル進み、交差点を190メートル進んだ右手が申請地です。登記簿地目及び現況ともに田です。周囲の状況は東側と西側が宅地、北側は青地と畑、南側は道路です。土地利用計画図による説明です。現地には譲渡人が立ち会いました。申請地を駐車場にする計画で杭打ちがしてありました。申請人は現在日光市沢又において主に関東地区を中心に物流業務を展開しています。近年その物流形態も変化し、24時間体制で営業しなければならなくなり、深夜事業所に営業車が戻りそれから従業員が帰宅する際、事業所が遠方のため営業体制に時間的ロスが多く利便性向上のため、高速道路に近い申請地を譲り受け、駐車場として利用したく申請するものです。申請地には中型トラック3台の駐車スペースと回転スペースを設ける計画です。給排水はありません。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。この写真ですが、こちらが駐車スペースになります。写真のように申請地に砂利が敷いてあり申請人の出入り口として利用されていましてので始末書の提出をお願いし、提出されたそうです。以上の事から周りに及ぼす影響は無いものと考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

星一徳 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

ただいま説明がありましたが、始末書も添付されたという事で許可相当との部会の見解です。ご審議の程よろしく願いいたします。

星一徳 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲 農業委員
星一徳 議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条番号1番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。
(福田重勝推進委員挙手)

福田重勝推進委員

はい、福田重勝委員。

私は議案第15号の2番を担当いたしました。本申請は日光市猪倉地内において、太陽光発電設備を目的として転用する案件です。位置図による説明ですが、申請地は猪倉小学校から東へ約1.5キロメートルに位置します。新里街道を猪倉小学校から宇都宮方面へ1.4キロメートルほど進んで左折し1.2キロメートル進み、右折してさらに1.2キロメートル進んだ左手が申請地です。登記簿地目及び現況ともに田です。周囲の状況は北側、東側及び西側は山林、南側は田、山林及び雑種地です。現地には行政書士が立ち会い、太陽光発電設備利用する計画で杭打ちがされていまして、ここに水路があります。この水路については事務局から説明がありますが、ここに工事用道路をつくるため、出入り口の所だけヒューム管を入れて開けておくそうです。以上の事から周りに及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、事務局説明願います。
(川村光代主任挙手)

川 村 光 代 主 任

はい、川村主任。

資料といたしまして、3月3日に日光市役所維持管理課に提出した日光市法定外公共物占用等許可申請書が添付されております。それによりまして、この水路の部分につきましては、太陽光発電設備設置工事乗り入れのためにそこを占有したいとの目的が書かれております。なお、復旧方法としては、ヒューム管、堆積を除去して現況に服しますと書かれておりました。以上でございます。

星 一 徳 議 長

現地調査後の検討・協議の結果について増淵部会長から報告願います。
(増淵勝農業委員挙手)

増 淵 勝 農 業 委 員

はい、増淵部会長。

この件は、水路の件で確認が必要な部分はありましたが、事務局から説明がありましたとおり、維持管理課に占有許可申請をしており、工事後は原状回復するとの事ですので許可相当との部会の見解です。ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号2番について、遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番についてですが、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号3番について事務局の報告を求めます。
(川村光代主任挙手)

川 村 光 代 主 任

はい、川村主任。

総会資料8ページをお開きください。この案件は昨年8月に農用地区域の変

更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので5条申請がありました。なお、3月15日に事務局の方で現地を撮影してきましたので、現況につきましては後ほどご覧いただきたいと思ひます。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図ですが、申請地は今市消防署大沢分署から猪倉方面に800メートルほど進み、左折して100メートル進んだ左手が申請地です。登記簿地目は山林、現況は田です。周囲の状況は北側が宅地東側は道路、南側及び西側は譲渡人所有の田です。土地利用計画図です。申請人は現在アパートに住んでいますが、子供が生まれて手狭になってきているため一般住宅を新築したく申請するものです。敷地内に87.77平方メートルの平屋建て住宅と車両駐車スペースを設ける計画です。給水は市の水道を利用し、生活排水は合併浄化槽に接続し宅内処理といたします。雨水は敷地内自然浸透処理します。総事業費は融資で賄い、金融機関の事前審査結果通知が添付されております。こちらに写真は3月15日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上でございます。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。この件について、皆さんからご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思ひます。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員
星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号3番は、この原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(渡邊清美推進委員挙手)

渡 邊 清 美 推 進 委 員

はい、渡邊推進委員。

私は議案第15号の4番を担当いたしました。本申請は日光市千本木地内において分譲地を目的とした5条申請です。位置図ですが、日光市役所から南西へ進み、東原中学校から南西へ130メートルほど進んで右折し、50メートルほど進んだ右手が申請地です。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況は北側が宅地、南側は市道、西側は公衆用道路、東側は水路です。ここに道路があり、こちらが水路です。譲受人は、今般申請地を買い受け分譲地として造成して利用する計画です。給水は市水道を利用し、汚水・雑排水は公共の下水道へ放流します。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透といたします。総事業費は融資を受けて賄い、融資先の融資証明及び残高証明書が添付されております。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増淵部会長から報告願ひます。

(増淵勝農業委員挙手)

増 淵 勝 農 業 委 員

はい、増淵部会長。

第3農地という事で、特に問題は無いという部会の見解です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号4番について、遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(柏木武推進委員挙手)

はい、柏木推進委員。

柏木武推進委員

用水路が見える写真ですが、U字溝か何か入っているのですか。分譲地が出来た時、用水路に土砂等が流れ込む心配はないのですか。

星一徳議長

ここの所にU字溝が入っています。行政書士の話によると、以前は堀を動かしたらしいのですが、これは道路を拡張するためにこちらにあるという事です。道路があつてから水路になり、U字溝が入っているので土砂が崩れる心配はありません。

柏木武推進委員

わかりました。

星一徳議長

よろしいですか。この件について皆さんからご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番についてですが、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号4番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(渡邊清美推進委員挙手)

渡邊清美推進委員

はい、渡邊推進委員。

私は議案第15号の5番を担当いたしました。本申請は日光市千本木地内において分譲地を目的とした5条申請です。位置図ですが、日光市役所から南西へ約730メートルに位置します。東原中学校から南西へ190メートルほど進み50メートルほど進んだ右手が申請地です。こちらは登記簿地目及び現況ともに畑です。こちらの土地は登記簿地目が山林、現況は畑です。周囲の状況は北側及び東側は公衆用道路、南側は市道、西側は宅地です。現地には譲受人と行政書士が立ち会いました。譲受人及び申請理由につきましては、1番で説明させていただきましたので説明を省略させていただきます。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えまので、ご審議の程宜しくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増淵部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

増淵勝農業委員

はい、増淵部会長。

第3種農地という事で、特に問題は無いという部会の見解です。ご審議の程よろしく願います。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号5番について、遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番についてですが、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号5番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号6番、及び7番について担当委員の報告を求めます。

(福田登美子推進委員挙手)

はい、福田登美子委員。

福田登美子推進委員

私は議案第15号の6番及び7番を担当いたしました。申請地は千本木地内、先ほどの4番の申請地から西へ140メートルに位置します。東原中学校がこちらですが、東原中学校から進みましてこの部分が4番の申請地でございます。こちらから北西に100メートルほど進み左折し、20メートル進んだ左奥50メートルの所に申請地があります。向かって右側の広い部分が6番の案件、隣が7番の案件となります。いずれも登記簿地目は山林、現況は田です。周囲の状況は東側が宅地、西側は宅地と道路、南側は道路、北側は畑となっております。周囲の土地の所有者の承諾は受けているという事です。こちらに畑があるのですが、この畑の西側を出入りしているという事で問題無いという事でした。現地には土地家屋調査士が立ち会いまして、申請地を分譲地として造成し、2区画の宅地分譲地として利用する計画で杭打ちがしてありました。申請地は西側の細い部分が120メートル程ございまして、こちらは盛土をしてなだらかにしてから造成するという事でございます。周囲には土留め擁壁を設置する予定です。なお前回の事業実績につきましては完了しているという事です。給水は市水道を利用し、汚水・雑排水は公共の下水道へ放流します。雨水は敷地内砂利敷として敷地内浸透といたします。なお、譲渡人に関しましては、先週15日にお亡くなりになったとの報告を受けました。亡くなられたのが譲渡人でありまして、生存中の申請である事から問題は無いという事です。こちらが6番の申請地です。こちらの細い部分が7番で、高低差がありますので盛土をしてなだらかにしてから造成するという事です。こちらが宅地になっております。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚部会長。

増渚勝農業委員

現地調査の時は、譲渡人が亡くなられてどうなのかという事がありましたが、そのまま相続人に行くという事で何ら問題が無い事が分かりました。第3種農地でありますので何ら問題は無く、許可相当との部会の統一見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長
川 村 光 代 主 任

ありがとうございます。事務局川村主任から説明願います。

先程の説明にありましたが、譲渡人が申請中に亡くなった場合は、今度の相続人が引き継いで登記が出来るという事なので、今回の申請はこのままで大丈夫だという事になりました。申請人の代理人もその理由によっては取り下げると言われたのですが、県に確認したところ、亡くなったのが譲受人でなく譲渡人であればこの許可書は効力がありますという回答でした。そのため、今回は取り下げずにお受けいたしました。以上でございます。

星 一 徳 議 長

はい、それでは番号6番及び7番について、ほかの委員の方からご意見等があればお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員
星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号6番及び7番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番及び7番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

日程第9、議案第16号「非農地証明願について」を議題といたします。はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(早川文子推進委員挙手)

はい、早川委員。

早川文子推進委員

私は、議案第16号の番号1番を担当いたしました。本申請は、日光市小林地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図による説明です。願出地は小林地内、小林橋から南東へ約1.1キロメートルに位置した場所です。小林橋がこちらで、県道から南東に700メートル進み、右折して南に入った所に申請地があります。登記簿地目は畑、現況は山林です。周囲の状況は、東側、西側、南側は山林、北側は道路です。現地には願出人が立ち会いました。平成7年撮影の空中写真が添付されております。願出地は平成2年頃にスギなどを植林して以来、山林として一体的に管理され現在に至っておりますので30年以上経過しております。こちらの木の写真からも30年以上経っていると思われれます。以上のことから周りに及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増淵部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増淵勝農業委員

空中写真が添付されており、立派な木がありましたので何ら問題は無いと部会の統一見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等があればお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地証明願番号1番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋久美子委員。

高橋久美子農業委員

早川文子推進委員

私は議案第16号の2番を担当いたしました。本申請は日光市小倉地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は小倉地内、JR日光線文挾駅から北西へ約400メートルに位置した場所です。JR日光線文挾駅から例幣使街道を北西に300メートルほど進み、丁字路交差点を左折し50メートルほど進んだ右手が願出地に

なります。登記簿地目は畑で現況は宅地です。周囲の状況は、東側と西側は道路、南側は青地、北側は宅地です。ここは現在申請人が利用している宅地建物です。この南側が申請地になり車庫等があります。平成7年撮影の空中写真が添付されており20年以上経過しております。現地には現在居住している方が立ち会いました。願出地は、昭和43年に隣接する宅地とともに塀を建設し、以後宅地として一体的に利用され現在に至っております。この部分になります。ここが青地です。以上の事から証明することに問題無いと考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚部会長。

増 渚 勝 農 業 委 員

写真のとおり庭として利用しているようですし、空中写真も添付されている事から何ら問題無く、証明妥当との部会の統一見解です。ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等があればお受けいたします。

(高村充推進委員挙手)

はい、高村推進委員。

高 村 充 推 進 委 員

この土地は貸している土地ですか。

川 村 光 代 主 任

今度は売買による契約となります。

星 一 徳 議 長

ほかの委員の方でご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(早川文子推進委員挙手)

はい、早川推進委員。

早 川 文 子 推 進 委 員

私は議案第16号の3番を担当いたしました。本申請は日光市嘉多蔵地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等は申請のとおりです。位置図による説明です。願出地は嘉多蔵地内、塩野室地区センターから南西へ約1.6キロメートルに位置した場所です。こちらが県道になります。県道から南へ1.3キロメートル程進み、右折して1.0キロメートルほど進んだ北側付近に申請地があります。登記簿地目は畑、現況は山林です。周囲の状況は東側が道路、西側・南側・北側は山林です。平成12年撮影の空中写真が添付されております。願出地は平成12年頃には山林となっており20年以上経過しております。こちらの写真出来の太さが分かります。以上の事から証明することに問題が無いと思われまので、ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

増 淵 勝 農 業 委 員

はい、増淵部会長。

山林として管理されております。空中写真も添付されておりますので証明することに何ら問題無いとの部会の統一見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等があればお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第10、議案第17号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大 島 尚 美 副 主 幹

議案第17号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。今月は所有権移転及び利用権設定の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は11ページとなります。今月の所有権移転の件数は1件で、面積は2,638平米です。譲渡人・譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は12ページから23ページまでになります。件数は24件、面積合計は107筆で143,291.96平米となります。内容は申請番号1番及び2番が農業委員会扱いで、3番から24番までが日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。説明が終わりました。はじめに賃借権設定（総会資料P16）の8番及び9番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、1番福田絹江農業委員の退席を求めます。

(福田絹江農業委員退席 午後3時41分)

星 一 徳 議 長

8番及び9番について審議をしたいと思います。この件について何かご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第17号のうち、賃借権設定の8番及び9番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、賃借権設定の番号8番及び9番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。福田絹江農業委員の着席を許可いたします。

(福田絹江農業委員着席 午後3時42分)

星 一 徳 議 長

次に賃借権設定の8番及び9番以外の残りの案件について、審議いたします。この件に関しましてご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、6番のみ事務局の説明を願います。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島尚美副主幹。

大 島 尚 美 副 主 幹

6番の案件ですが、譲受人が株式会社経営ですが、経営農地が現在3反歩ほど担っております。基本的には売買に関しても、利用権設定で借りるに関しても5反歩要件があります。但し今回の借り人の経営作物はイチゴでして、その外にも野菜や花卉、果樹など単位面積当たりの収益が著しく高額になるような集約的農業の場合であれば経営が成り立つため、5反歩要件の下限面積を満たす必要が無いというから利用権設定が上がってきております。今回新規となっておりますが、一旦契約が終わって新たに借りるという事で、実際は更新と同じことでハウスが建っているところになります。以上です。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。無ければ質疑を終結し採決いたします。議案第17号、賃借権設定の8番及び9番以外の残りの案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第17号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」の賃借権設定の8番及び9番以外の残りの案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第11、議案第18号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農地利用計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大 島 尚 美 副 主 幹

議案第18号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。

本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議を求められています。総会資料は24ページから40ページまでになります。件数は13件で、面積合計は199筆で288,340.9平米となります。設定をする者(貸人)・設定を受ける者(借人)の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

はじめに7番、8番及び12番について、審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、9番吉原廣康農業委員の退席を求めます。

(吉原廣康農業委員退席 午後3時46分)

星 一 徳 議 長

ただいまの案件につきまして、委員の皆さんからご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第18号のうち、7番、8番及び12番については、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、7番、8番及び12番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

吉原廣康農業委員の着席を許可いたします。

(吉原廣康農業委員着席 午後3時47分)

星 一 徳 議 長

次に7番、8番及び12番以外の残りの案件について、審議いたします。この件につきまして委員の皆さんからご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第18号の7番、8番及び12番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第18号の7番、8番、及び12番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年3月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 4 9 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

2 番 委 員

3 番 委 員